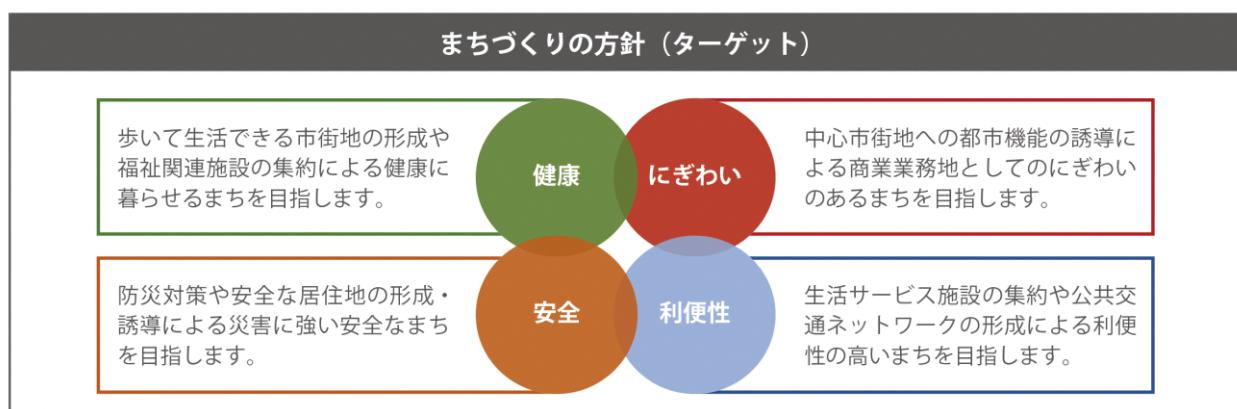


第4章 立地適正化計画の基本方針

4-1 立地適正化計画が目指すまちづくりの方針（ターゲット）

（1）まちづくりの方針（ターゲット）

益城町都市計画マスターplanにおける都市づくりの理念や目標、将来都市構造を継承しつつ、人口減少に対応した持続可能なまちづくりの実現を目指し、本計画では、「健康」「にぎわい」「安全」「利便性」の観点から、以下の通り、まちづくり方針（ターゲット）を設定します。



（2）目指す人口密度とまちのイメージ

立地適正化計画は、持続可能な都市構造を構築し、住民が将来にわたって生活サービスを利用できるようにするための計画です。

そのためには、自家用車での移動が困難な高齢者が徒歩圏で生活できる範囲内で、将来にわたって生活サービス施設が維持できるように、適切な人口密度を維持することが重要です。

これに向けて、市街化区域内に設定する居住誘導区域及び都市機能誘導区域において以下のように人口密度を設定し、設定した人口密度以下にならないように、誘導施策等を実施していきます。

居住誘導区域における人口密度設定の考え方	生活サービス施設から高齢者の徒歩圏である 500m圏域の現況人口密度を基に、居住誘導区域の人口密度を、“47 人/ha” と設定
都市機能誘導区域における人口密度設定の考え方	本町の都市拠点である木山地区土地区画整理事業地内の目標人口密度を参考に、都市機能誘導区域の人口密度を、“49 人/ha” と設定

※参考（生活サービス施設から 500m圏域の現況人口密度）

●商業施設

木山地区：45.4 人/ha 広安地区：47.5 人/ha

●医療施設

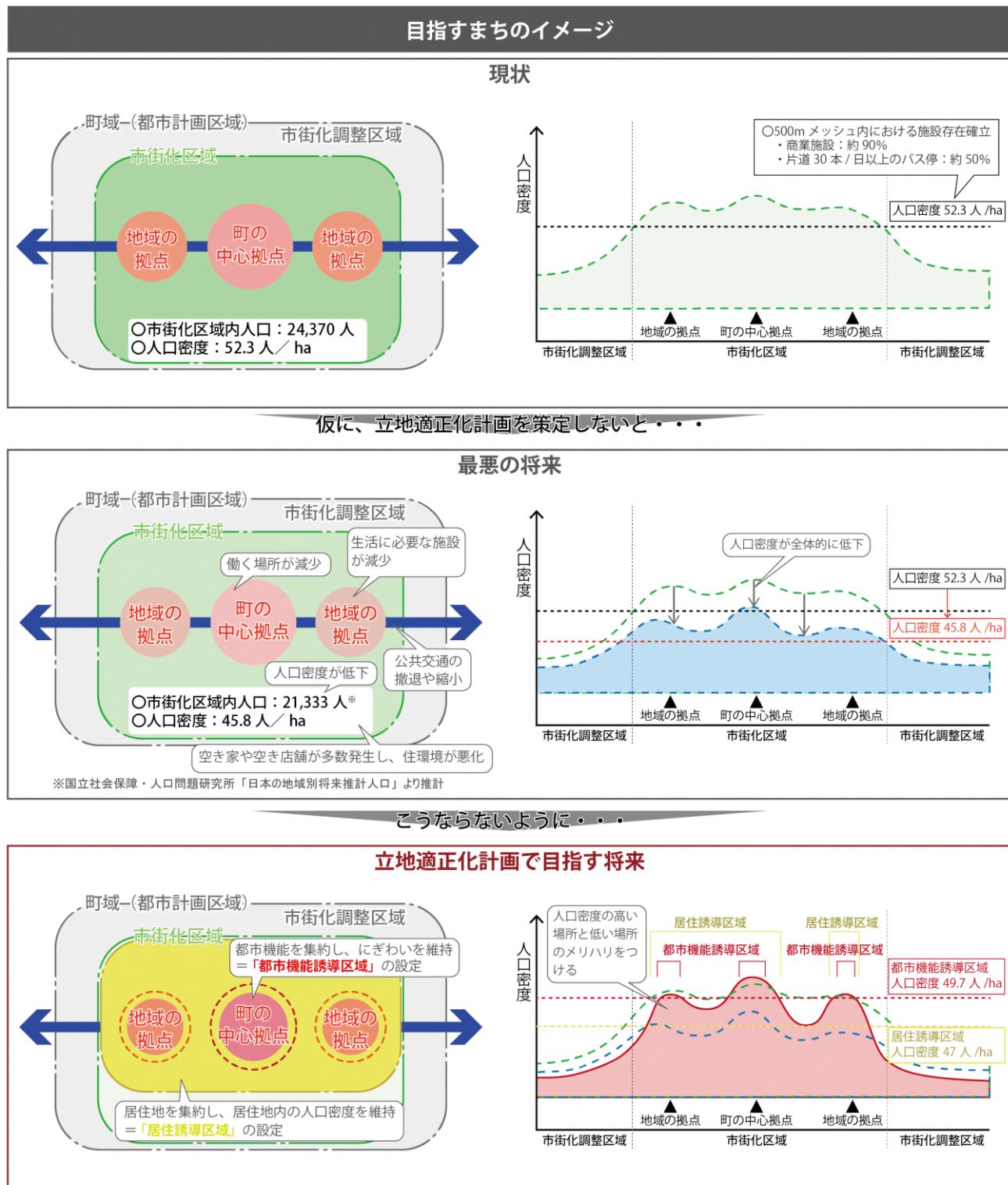
木山地区：44.7 人/ha 広安地区：46.8 人/ha

●福祉・子育て支援施設

木山地区：47.5 人/ha 広安地区：46.6 人/ha

なお、人口密度の設定の詳細な考え方とは、資料編の「人口密度の設定について」に記載しています。

第4章 立地適正化計画の基本方針



4-2 立地適正化計画の誘導方針（ストーリー）

（1）町民生活の利便性を維持するための誘導方針

①町民生活の利便性に関する分析

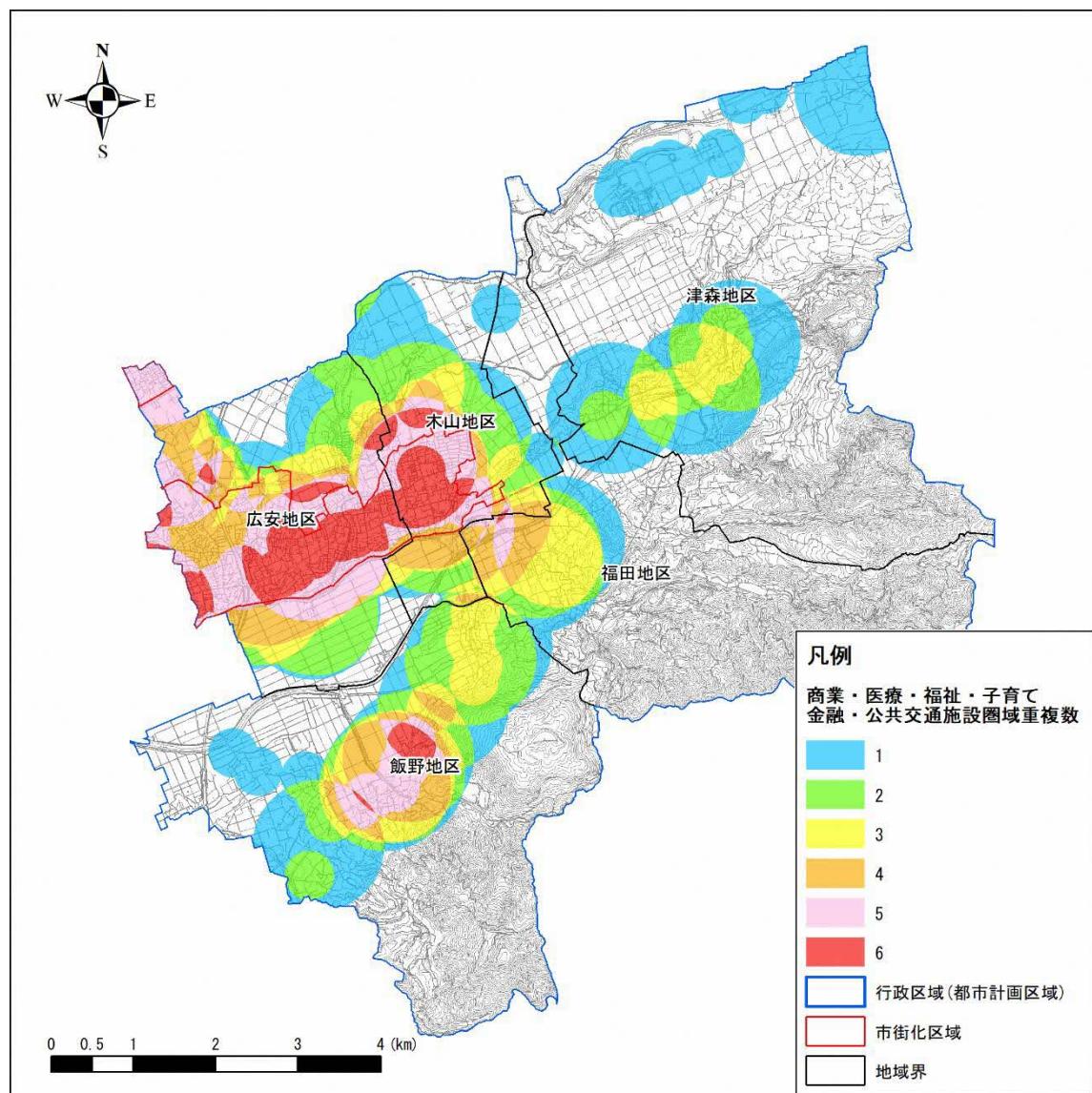
«様々な都市機能の利便性の高い区域の抽出»

6つの都市機能（商業・医療・福祉・子育て支援・金融・バス停）を利用できる区域（各都市機能施設の徒歩圏 800m が重なる範囲：バス停のみ 300m）を抽出した結果を以下に示します。

県道熊本高森線沿線には、様々な都市機能が立地するため、県道に沿って東西方向に利便性の高い区域が分布しています。本町の市街地は、県道熊本高森線と並行して東西に長い市街地が形成されており、県道に拠点を配置することで市街地全体の利便性を確保することが可能となります。

また、市街地西側は、熊本市内に立地する都市施設の圏域内に含まれるため、利便性の高い区域となっています。

◆都市機能施設のサービス圏の重複数



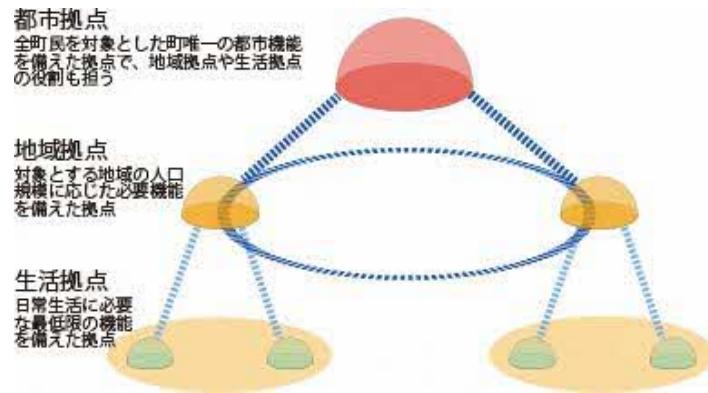
第4章 立地適正化計画の基本方針

②町民生活の利便性を維持するための対策

《生活に身近な拠点の適正配置》

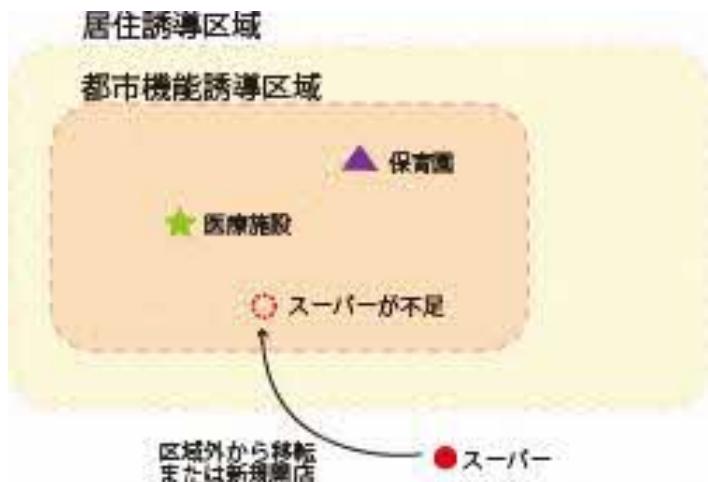
都市計画マスターplanの将来都市構造では、町民の日常生活に密接に関わる拠点を身近に配置し、拠点の役割に応じた都市機能を維持・集約する多極型の拠点配置を行います。

各拠点では、拠点が担う役割に適した種類・規模の生活サービス施設を誘導します。



《地域に必要な施設の誘導》

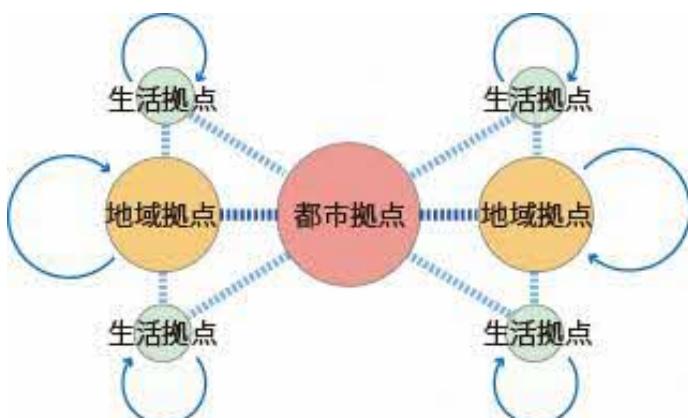
都市機能誘導区域に誘導する施設は、地域に必要な施設の維持及び圈域とするエリアに不足するサービス施設を新たに誘導する役割を担います。そのため、地域に必要な施設や現時点では地域に不足している施設を誘導施設に指定し、地域住民の生活利便性の維持・誘導を図ります。



《拠点間連携による生活利便の確保》

地域拠点や生活拠点では、圈域とするエリア内の人団規模が小さくなるため、拠点内に立地できる施設の種類は限定されることになります。

それを補うためには、各拠点の都市機能を補完しあえる構造体系が必要であるため、拠点間の連携強化を図ります。



第4章 立地適正化計画の基本方針

(2) 安全で快適な居住地を形成していくための方針

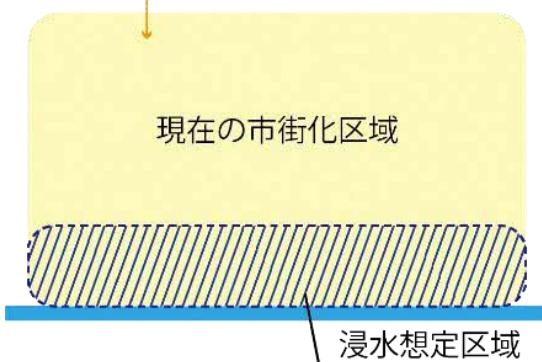
①安全な居住地への誘導

《内陸部への安全な居住地の形成・誘導》

安全な居住地の形成に向けて、災害リスク等を考慮し、居住誘導区域を設定するとともに、居住誘導区域内では、防災指針に基づく、防災・減災対策を講じ、安全な居住地の形成を図ります。

洪水浸水想定区域（既成市街地）からの居住の誘導は、市街化区域内にある低未利用地の効率的な活用を図る観点から、北側の市街化区域内の低未利用地等への緩やかな誘導を図ることを基本とします。

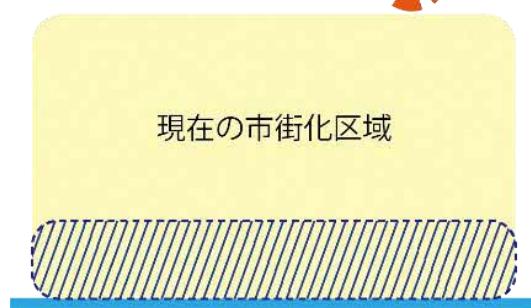
市街化区域内の低未利用地の解消に向けた
緩やかな居住の誘導を図る



《新たな複合防災拠点の形成》

本町の市街化区域の一部区域は、災害時には洪水浸水想定区域内に位置していることから、町の地理的中心に位置する町役場仮設庁舎周辺において、新たな複合防災拠点を形成し、内陸部での安全な防災活動や熊本県の広域防災拠点との連携を図ります。また、木山都市拠点や産官学広域連携拠点との連携も含めた、交通利便性の確保を図ります。

新たな複合防災拠点



《市街化調整区域における新たな市街地の形成》

本町では、北側の市街化調整区域の一部を復興事業により移転を余儀なくされる方々の受け皿などとなる災害復興ゾーンに位置付けています。このエリアでは、民間企業と協力しながら「復興に寄与する住宅地の整備」、「居住者の利便性・快適性を確保する施設等の整備」、「居住者の安全を確保する施設等の整備」を地区計画により、一体的かつ計画的に実施していくこととしています。

《洪水浸水想定区域の治水対策》

益城町の市街化区域内には、木山川の氾濫による洪水浸水想定区域に含まれる地域が広がっており、治水による防災対策は着実に進める必要があります。このため、河川管理者への治水対策要望や内水対策を進めます。

第4章 立地適正化計画の基本方針

②快適な居住地の形成

《市街化区域内の居住性の向上》

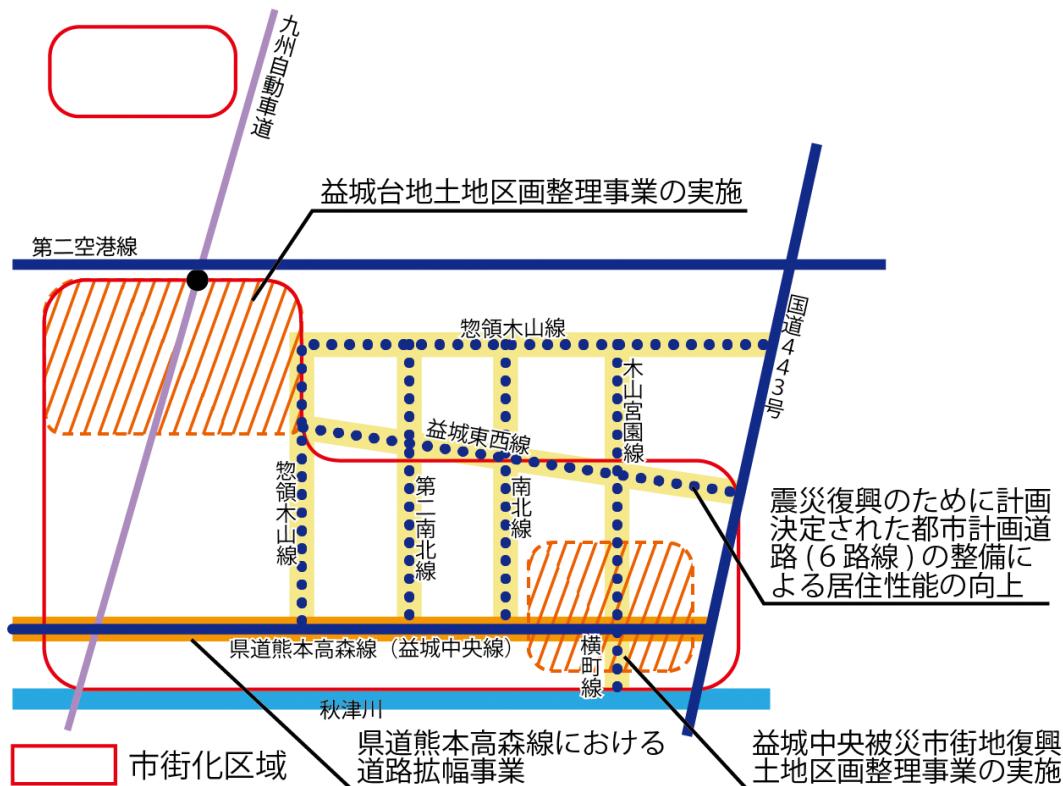
益城町の市街化区域内の街並みは、戦後の都市化の流れの中で、道路、公園といった都市施設を十分整備することなく市街地が拡大したため、幹線となる街路が多く、細街路が多く、公園が少ないなど、都市基盤がぜい弱で、快適な居住地とは言えない状況です。

このため、道路、公園といった復興のための事業を適切に行い、公共用地率を向上させるとともに、居住性の向上を図っていきます。

《都市計画事業による良好な市街地形成》

町内においては、木山地区における復興区画整理及び広安地区の益城台地土地区画整理事業や町内の市街化区域を横断する県道熊本高森線の拡幅事業等が進行しており、都市基盤の改善を伴う抜本的な市街地形成が進められています。

また、木山地区の市街地北部においては、震災復興のために都市計画道路の新規決定が行われており、道路整備に伴う交通利便性の向上や新たな都市機能の立地などによって、市街地北部の居住性能の向上が見込まれます。



第4章 立地適正化計画の基本方針

(3) 公共交通の充実による歩いて生活できる市街地形成の方針

①公共交通の利便性に関する分析

《公共交通の利用圏域と人口分布の状況》

益城町のバス交通は、県道熊本高森線や町道グランメッセ木山線が主なバス路線であり、東西方向の運行頻度が高く、南北方向の連携が不足しています。

市街化区域内においても、バスの利用圏域に含まれていない区域が半分程度残っており、老人人口の多い地域も含まれています。

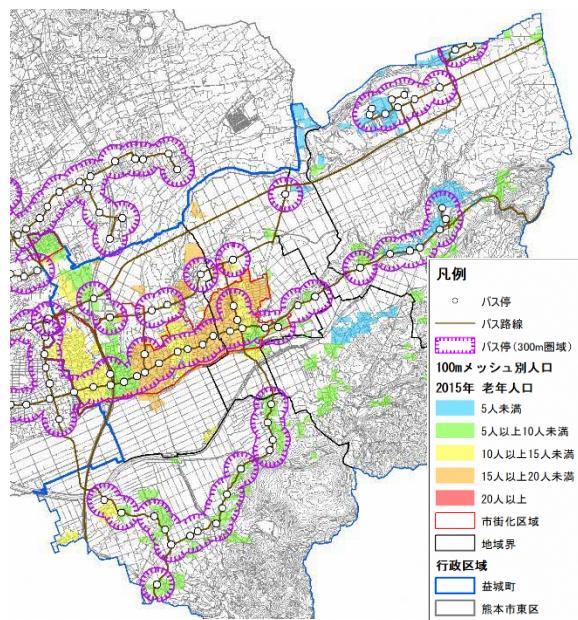
《都市拠点・地域拠点へのアクセス性》

町内の各方面からの都市拠点（木山交差点）及び地域拠点（惣領交差点）までのアクセス時間を計測します。拠点までの徒歩圏域は300mまでとし、バス停での待ち時間は平均運行間隔の半分の時間とします。

木山交差点までのアクセスは、県道熊本高森線沿線は30分以内に到達可能ですが、益城熊本空港IC周辺のアクセス性は弱くなっています。

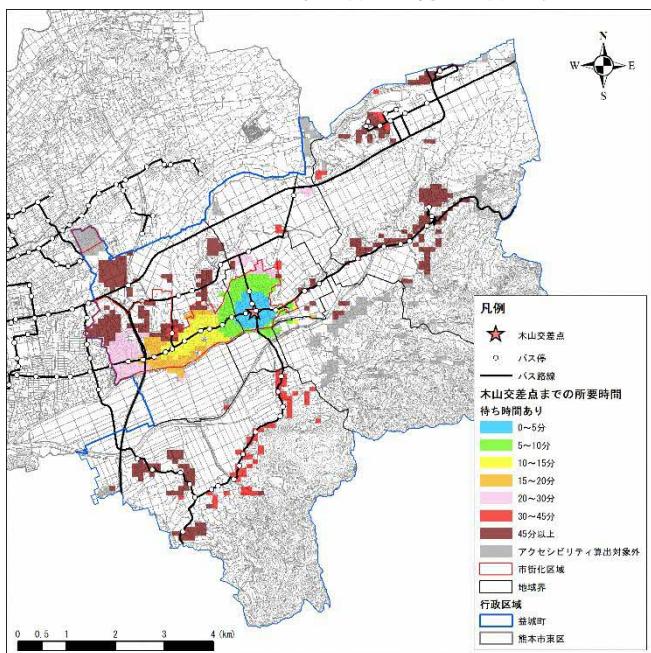
惣領交差点までのアクセスは、木山地区北部からのアクセスが弱くなっている、木山交差点と同様に益城熊本空港IC周辺からのアクセスが弱く、南北方向のバス連携が希薄であることを裏付けています。

◆バス利用圏域（300m）と老人人口

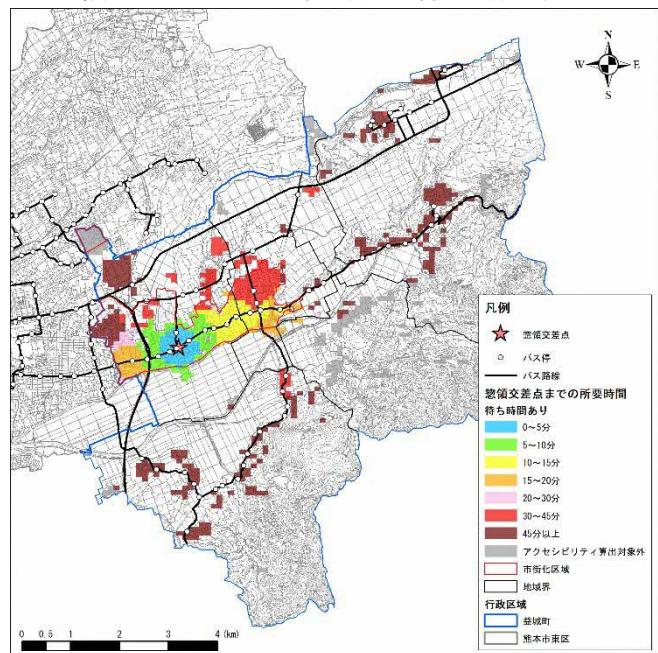


資料：国勢調査、益城町HP、熊本都市バス、産交バスHP

◆木山交差点までの所要時間（待ち時間あり）



◆惣領交差点までの所要時間（待ち時間あり）



第4章 立地適正化計画の基本方針

②公共交通の利便性を高めるための方針

《県道熊本高森線の4車線化》

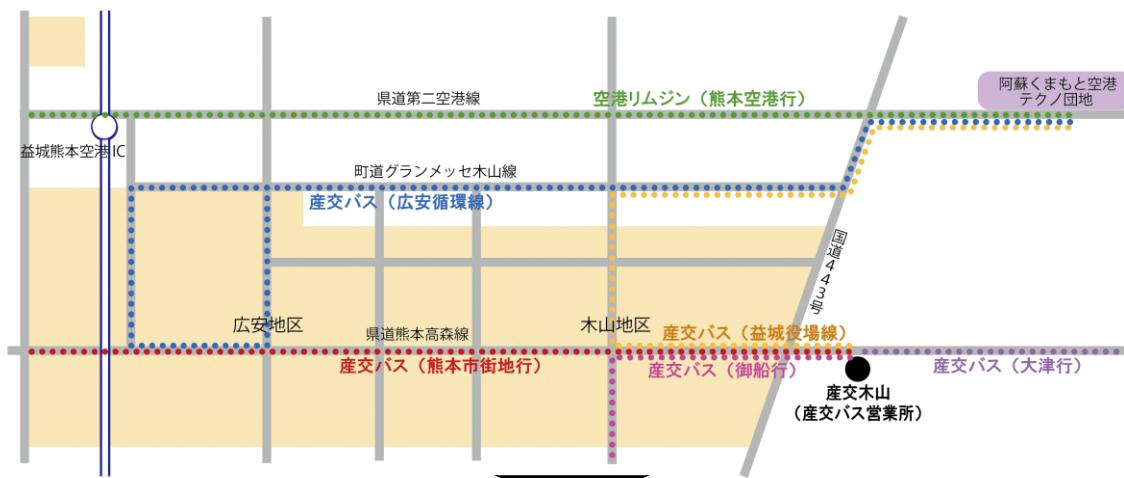
熊本市と本町の中心市街地を結ぶ県道熊本高森線は、4車線化事業が進んでおり、沿道の土地利用更新が進むことで新たな都市機能の集積が見込まれ、ゆとりある歩行者空間を有する本町の都市間連携軸が形成されます。

《居住誘導区域内の公共交通利便の向上》

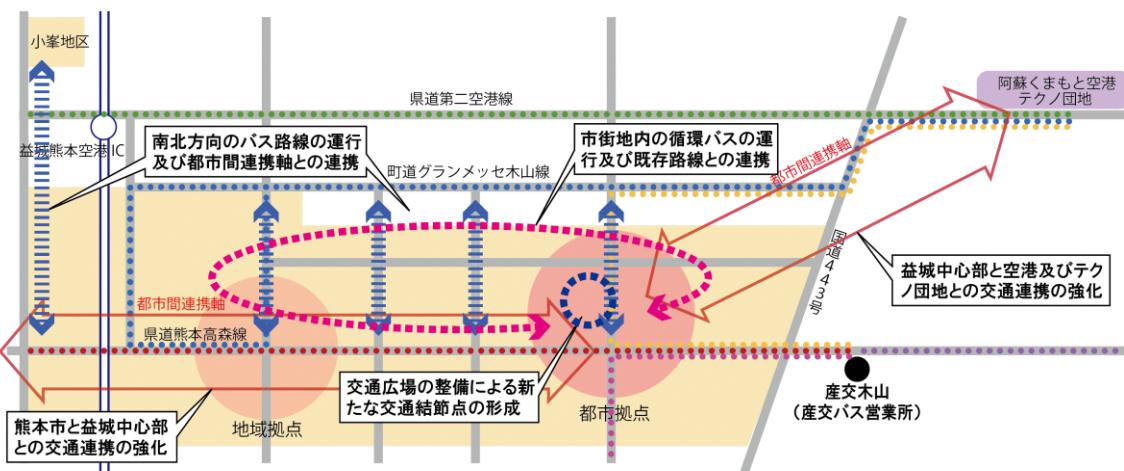
木山都市拠点では、交通広場が新しく計画されており、熊本都市圏や各拠点との連絡強化による公共交通ネットワーク体系の充実を図ります。

また、益城町地域公共交通計画により、骨格となる公共交通ネットワークを補完するための市街地循環バスなどのコミュニティバスの導入等の交通対策を行い、歩いて生活するための交通サービスの充実を図ります。

《現況》



《将来》



③歩いて生活できる市街地空間形成の方針

《誰もが歩きやすい歩行者空間の確保》

車での生活が定着している本町ですが、車に乗りたくても乗れなくなる方が多くなると考えられ、本町でも公共交通などを利用して、歩いて生活できる生活スタイルを構築していく必要があります。そのためには、市街地内道路のゆとりある歩道空間の確保を進め、遊歩道や緑道、自転車道等を新たに整備するなど、誰もが歩いて生活できる市街地空間形成に努め、健康的で快適な都市空間を創出します。

第4章 立地適正化計画の基本方針

4-3 立地適正化計画によって期待される効果

(1) 町民生活の利便性を維持することによる効果

〈拠点に都市機能を維持・誘導することによる効果〉

市街化区域内の各拠点に都市機能誘導区域を配置することで、日常生活に必要なサービス機能を維持・誘導することが可能となり、歩いて移動できる範囲に生活に必要な機能を確保することが可能となります。これにより、民間施設の都市機能の過不足を安定させ、住居近くにサービス機能を確保することが期待されます。また、拠点に様々な都市機能を集積することで、拠点のにぎわいが創出されます。

〈拠点間で都市機能を補完することによる効果〉

都市機能には、公共施設以外にも民間施設が多く含まれ、経済的に成立しなければ誘導することができません。そのため、誘導施設は、各都市機能誘導区域が対象とする圏域人口の規模に応じて、立地可能かどうかを判断し、立地することが出来ない場合には他の拠点との連携によって不足機能を補う必要が生じますが、これにより都市機能の過剰配置が抑制され、公共投資の抑制も期待できます。

(2) 安全で快適な居住地を形成することによる効果

〈災害に強い市街地形成による効果〉

益城町では、地震による被害を受けたことで、町民の自然災害に対する防災意識は非常に高くなっています。復興事業などによる安全で快適な居住地の確保は、本町における重要な課題です。

秋津川流域の市街化区域は、河川氾濫による洪水浸水想定区域となっており、既成市街地内の低未利用地等への居住の誘導により、町民が安心して生活できる居住地が確保できます。

〈複合防災拠点の形成による効果〉

町役場仮設庁舎周辺の複合防災拠点は、市街化区域北側への段階的に誘導する居住地の一部になりますが、アクセス性の良さを活かし、すべての町民を対象とした避難設備を備えた複合的な防災施設の導入を図ります。複合防災拠点を形成することにより、災害発生時の安全な避難場所が確保できるとともに、町民の日常生活における自然災害に対する不安の解消が期待されます。

(3) 公共交通の充実による歩いて生活できる市街地形成の効果

〈歩行空間の確保による効果〉

車中心の生活スタイルが定着した本町では、市街地内において、歩いて生活する環境が整っていないため、道路内の歩道設置や遊歩道の整備等による歩行空間の確保が必要とされます。

安全で楽しく歩行できる空間を確保することで、車を利用することなく歩いて生活可能な町民が増え、町民の健康寿命の延伸や外出機会の増加、交通事故の減少、交通混雑の緩和、二酸化炭素排出量の抑制等、町民生活に対する様々な効果が期待されます。

〈公共交通の利便性向上による効果〉

居住誘導区域内の公共交通の利便性を向上させることは、歩いて生活する環境を整えるためには必須条件となります。居住誘導区域内の全域で公共交通の利用が可能となれば、公共交通利用者が増え、バスの便数増加や路線拡大等、更なる交通利便の向上が期待されます。